

(平成25年1月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 45 年 12 月末に会社を退職した後、46 年 1 月頃に A 区役所 B 出張所において、国民健康保険と国民年金の加入手続を行い、同年 4 月に再就職をするまでの間、国民年金保険料を納付した。

それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年 12 月末に会社を退職した後、46 年 1 月頃に A 区役所 B 出張所において、国民年金の加入手続を行い、同年 4 月に再就職をするまでの間、国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、同年 3 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は保険料を納付することができる期間である。

また、申立人が加入手続及び保険料の納付をしたとする B 出張所も、申立期間当時存在し、現年度保険料の収納業務を行っていたことが確認できるなど、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間であり、当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場（現在は、株式会社C）における資格取得日に係る記録を昭和42年3月31日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月31日から同年4月1日まで

厚生労働省の記録によると、A株式会社における資格喪失日が昭和42年3月31日になっており、次の同社B工場における資格取得日が同年4月1日になっているため、厚生年金保険の被保険者期間に1か月の空白がある。

同一企業内の転勤であり、申立期間も継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Cから提出された申立人に係る人事記録、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、A株式会社及び同社B工場に継続して勤務し（同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、人事記録によると、申立人のA株式会社B工場への発令年月日が昭和42年3月1日になっていること、及び複数の同僚によると、申立人の着任が遅れたとしていることから、同年3月31日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場

に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票における昭和 42 年 4 月の資格取得時の記録から、2 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料等が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和40年12月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額記録を3万6,000円とすることが必要である。

また、申立期間②について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社C営業所における資格取得日に係る記録を昭和45年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額記録を8万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年12月31日から41年1月1日まで
② 昭和45年4月1日から同年5月1日まで

年金加入記録によれば、私がD株式会社に勤務していた期間のうち、昭和40年12月及び45年4月の各1か月間が空白となっているが、この間も同社に継続して勤務していた。当時の事務担当者がどのような手続をしたのか分からないが、上記期間について調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述などから判断すると、申立人が当該期間も申立てに係るグループ会社に継続して勤務し(合資会社E本社からA株式会社B営業所に異動)、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、A株式会社B営業所に昭和41年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚が、申立人が自分より前に同社B営業所に赴任していたと述べているとともに、当時の同社B営業所の所長が申立人と前述の同僚の異動してきた順について同様の供述をしており、申立人が遅くとも同年12月には同社B営業所に異動していたと推認できることから、同年12月31日とすることが妥当である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B営業所における昭和41年1月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述などから判断すると、申立人が当該期間も申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（合資会社E本店からA株式会社C営業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、複数の同僚が「申立人は、前任の所長が離職したため、急ぎよの交代であり、昭和45年4月にはC営業所に勤務していた。」と述べているとともに、当該前任の所長の資格喪失日が昭和45年2月13日となっていることを踏まえると、申立人は遅くとも45年4月1日にはA株式会社C営業所に異動していたと推認できることから、同年4月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA株式会社C営業所における昭和45年5月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、D株式会社は「当時の資料が一切残っておらず不明である。」と回答しているほか、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、B株式会社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和38年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月30日から同年5月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、株式会社Aに勤務していた期間のうち、昭和38年4月30日から同年5月1日までの加入記録が無かった。同社には、継続して勤務しており、厚生年金保険の未加入期間があるのは納得できない。調査をして申立期間の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B株式会社から提出された回答書、雇用保険の記録及び複数の同僚の供述により、申立人が申立期間において株式会社Aに継続して勤務し（昭和38年5月1日に同社からC株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける昭和38年1月の事業所別被保険者名簿の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険料を納付したか否かについて不明として

いるが、事業主が厚生年金保険被保険者資格喪失日を昭和 38 年 5 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 4 月 30 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険被保険者資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 4 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を返還した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から58年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から58年12月まで

私は、20歳となった昭和51年*月頃に、母がA区役所において、国民年金の加入手続を行い、保険料については、主に母が毎月納付していたが、申立期間が未納となっている。

また、昭和51年7月から52年4月までは、厚生年金保険に加入しているにもかかわらず、所持する年金手帳の資格取得年月日が51年10月2日となっていることから、同年10月から52年4月までの期間は、厚生年金保険と国民年金に重複加入していると思われるので、よく調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳となった昭和51年*月頃に、その母がA区役所において、国民年金の加入手続を行い、保険料については、主にその母が毎月納付していたとしているが、申立人の加入手続及び保険料の納付を行ったとするその母は、既に他界しており、その父も当時の状況について、明確な記憶は無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に直接関与していないことから、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和61年4月頃に払い出されたと推認される上、申立人のオンライン記録によると、59年1月から61年3月までの保険料を61年4月に遡って納付していることから、申立人は、同年同月に国民年金の加入手続を行ったと推認される。このことから、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国

民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者になった日」が「昭和 51 年 10 月 2 日」と記載されていることをもって、当該日から国民年金の保険料納付を行ったとしているが、この「初めて被保険者となった日」は、加入手続時期にかかわらず、強制加入期間の初日を遡及して記載するものであることから、保険料納付の始期を示すものではない。

加えて、申立人のオンライン記録によると、昭和 52 年 5 月 1 日に国民年金の被保険者資格を取得した記録となっているが、この国民年金の被保険者資格を取得した記録は、厚生年金保険の得喪記録の追加に伴い、平成 21 年 5 月 7 日に訂正されたものである。このことから、同訂正前において、申立人は 51 年 10 月 2 日から国民年金の被保険者であったと考えられるものの、当該期間に係る国民年金保険料の還付の事実は無く、記録訂正前は未納期間だったことが推認できる。

このほか、申立期間は 87 か月と長期間であり、行政機関において、長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 61 年 3 月まで
勤務していた会社が倒産したので、昭和 57 年 10 月に、A 市役所で妻と一緒に国民健康保険に加入した。その際に、職員から国民年金にも加入するように言われたので、国民健康保険と同時に自分の国民年金の加入手続を行った。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、昭和 57 年 10 月に A 市役所で、国民健康保険と同時に国民年金の加入手続を行い、その妻が、申立人の保険料を納付していたとしているが、その妻は、申立人の申立期間に係る保険料の納付額等に関する記憶が明確ではない上、当委員会において、オンラインの氏名検索及び払出簿検索により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 61 年 6 月頃に払い出されたと推認されることから、申立人が所持する年金手帳では、「初めて被保険者となった日」欄に「昭和 61 年 4 月 1 日」と記載されていることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について、申立人の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から62年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年4月から62年12月まで
昭和44年頃に、母が区役所において国民年金の加入手続を行った。その後、自分自身は海外留学のため、国内にいなかったが、保険料は母親が近所の出張所において納付していたはずであるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和44年4月頃に母とA区役所の出張所へ行き、自分は庁舎の外で待ち、母が窓口で国民年金の加入手続を行った。その後は、母が区役所や金融機関等で保険料を納付していた。母は私に、10年間は保険料を払う、と言っていた。B国やC国での留学期間を含め、特に44年4月からの10年間の保険料は納付されているはずである。」としている。

しかしながら、A区が保管する申立人に係る改製原戸籍の附票に記載される住所の記録から、申立人は、昭和45年7月20日にB国へ転出し（48年11月4日にA区へ転入）、52年5月16日にC国へ転出していた（54年7月24日にA区へ転入）ことが確認できることから、国民年金法によれば、申立期間当時、日本国内に住所を有しない日本国民は、国民年金の被保険者となることはできなかつたことから、当該期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、母が行ったとする国民年金への加入手続を自身で直接確認しておらず、申立期間の保険料額や納付書の送付状況等について具体的に記憶していない上、当該期間の保険料を納付したとする申立人の母は既に他界していることから、これらの状況について不明である。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険

者資格取得時期から、平成2年1月頃に払い出されたと推認され、申立期間のうち、昭和62年11月以前は時効により保険料を納付することができない期間である。

この点について、申立人は、「平成2年前後に、母がA区役所又は社会保険事務所（当時）において、自分の国民年金の保険料をまとめて納付したと思う。」と申述しているところ、前述の国民年金手帳記号番号の払出時期（平成2年1月頃）に昭和63年1月以降の保険料を過年度納付し、平成2年4月から3年3月までの保険料を現年度納付したものと推認される。

加えて、申立期間は225か月間と長期間であり、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 5077（事案 1080 及び 4730 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から同年 12 月までの期間、54 年 1 月から同年 12 月までの期間及び 55 年 1 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 54 年 1 月から同年 12 月まで
③ 昭和 55 年 1 月から同年 6 月まで

私は、申立期間①、②及び③の期間、元夫とともにA市に居住しており、申立期間に係る国民年金保険料は、私が元夫の保険料と一緒に市役所又は最寄りの金融機関において納付したはずである。申立期間が未納とされていることに納付できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③を含む昭和 53 年 4 月から 58 年 3 月までの期間（以下「当初の申立期間」という。）に係る当初の申立てについては、申立人は、53 年 4 月から 55 年 6 月まではA市役所で、55 年 7 月から 58 年 3 月まではB市役所で現年度納付したと主張しているが、当初の申立期間前後の国民年金保険料が共に過年度納付されているにもかかわらず、当初の申立期間のみ現年度納付したとの主張には不自然さが見られるなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 13 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、3 回目の申立てにおいては、当初の申立期間のうち、A市に居住していた昭和 53 年 4 月から 55 年 6 月までの期間を申立期間とし、当該期間は元夫と一緒に暮らしており、国民年金保険料は、申立人自身がその元夫の保険料と一緒に納付したはずであるとして申立てを行ったが、これについて、元夫から「申立人と一緒に暮らしていた。」との証言は

得られたものの、申立期間の保険料納付につながるような具体的な証言は得られなかったことから、依然として申立期間の保険料の納付状況は不明であること、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づく平成 24 年 2 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 今回、申立人は、当委員会に対し4回目の申立てを行っているところ、申立期間①、②及び③については、初回の申立てにおいては申立期間に含まれていたが、2回目の申立てにおいては申立期間に含まれておらず、今回の申立期間は、3回目の申立期間をそれぞれ1年間以下に三分割し、申立期間①、②及び③としたものであるが、三分割した申立期間に特段の理由が認められない上、保険料の納付方法や納付場所等について特定の記憶が無く、申立人の主張が変遷していることから、申立内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情を認めることはできない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年8月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年8月から51年12月まで

国民年金には、亡き養母が加入のし、納付もしてくれたが、手続した時期や場所は不明である。将来、皆と同じように年金をもらえるように未納分をまとめて納付したと聞かされていたので、自分は20歳からの分を全て納付してくれたと思っていた。申立期間の国民年金保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「養母が国民年金の加入し、保険料の納付をしてくれたが、手続した時期や場所は不明である。将来、皆と同じように年金がもらえるように、今までの未納分をまとめて納付したと聞かされていたので、20歳からの分を全て納付してくれたと思っていた。」と申述しているところ、申立人の国民年金加入し、申立人の手帳記号番号から昭和54年8月頃に行われたものと推認され、申立人は当該記号番号において、45年8月まで遡って国民年金被保険者資格を取得している上、その養母が加入し、申立人は54年8月、第3回特例納付実施期間中であることから、申立期間の国民年金保険料を納付することは可能である。

しかしながら、申立人のA市の国民年金被保険者名簿では、申立期間直後の昭和52年1月から54年3月までの保険料が同年12月17日に納付された旨記録されているものの、申立人は、申立期間の保険料の納付に参与しておらず、納付を行ったとするその養母も他界しており、申立人はその養母が納付したとする金額に関する記憶が明確でない上、特例納付に関する具体的な供述も得られないことから、これらの状況が不明である。

さらに、申立期間について、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い

出された形跡もうかがえず、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 62 年 3 月まで

申立期間について、私は、会社を退職した昭和 56 年 5 月頃、親に国民年金の加入を勧められ A 市役所（当時）で国民年金と国民健康保険の加入手続を行い、保険料を納付した。当時の保険料額は 7,000 円前後で、保険料の納付場所は B 駅西口の駅ビル内にあった A 市役所の出張所及び C 郵便局であった。当時は私の母も国民年金に加入しており、一緒に保険料を納付したことを記憶している。平成元年からは現金納付ではなく銀行から口座振替で保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、会社を退職した昭和 56 年 5 月頃に国民年金の加入手続を行い、当時の保険料額は 7,000 円前後で保険料の納付場所は B 駅西口の駅ビル内の A 市役所出張所及び C 郵便局であったとしている。しかしながら、申立期間当初の保険料は 4,500 円であり、申立人が記憶している保険料額は申立人が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付した昭和 62 年度の保険料 7,400 円に近似していること、B 駅ビル内の A 市役所 B 駅出張所が開設されたのは 57 年 8 月 1 日であること、及び A 市内の郵便局で保険料の収納が開始されたのは 60 年以降であることなどから、当時の保険料納付状況とは一致しない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 63 年 3 月頃に払い出されたと推認され、その時点では申立期間のうち、56 年 4 月から 60 年 12 月までは時効により保険料を納付することができず、61 年 1 月から 62 年 3 月までは遡って保険料

を納付することができる期間となるが、申立人は、遡って保険料を納付した記憶は無いとしている。

さらに、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその母は、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から 59 年 3 月までは未加入期間となっている上、その母の保険料納付日と申立人の保険料納付日が同一であるのは昭和 63 年度以降であり、申立期間直後の 62 年度については相違している。

加えて、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月1日から40年7月1日まで
A株式会社に2回勤務したが、最初に勤務した昭和37年8月1日から40年6月30日までの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険の被保険者期間となっていない昭和37年8月1日から40年6月30日までの期間にA株式会社に勤務していたとしているところ、申立期間当時の同僚二人の供述から、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間頃に同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、申立人がA株式会社を退職した後の昭和40年8月及び同年9月頃に同社に採用されたとしている同僚二人は、「採用後しばらくして社長の奥さんから、今月から厚生年金保険に会社が加入したと言われた。」「入社当時、会社は厚生年金保険に加入していなかった。」とそれぞれ供述している上、厚生年金保険の適用事業所名簿において、同社が適用事業所となったのは同年12月1日付けと確認できることから、申立人が勤務していた当時、同社は適用事業所ではなく、申立人は、被保険者ではなかったと考えられる。

また、上記の同僚4人全員が、A株式会社が厚生年金保険に加入する前に給与から保険料を控除されたか否かは不明としている。

さらに、A株式会社は既に解散し、代表取締役は亡くなっていることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について事業主から確認することができない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月
株式会社Aで厚生年金保険に加入していた期間のうち、平成 15 年 4 月に賞与を支給されたと思うが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 15 年 4 月に賞与を支給されたと思うとしているが、申立人が申立期間当時、給与及び賞与が振り込まれていたとする株式会社B銀行C支店から提出された申立人に係る取引明細表によると、同年4月には株式会社Dからの賞与の入金記録は無いが、同年3月31日に同社からの入金を確認できる。

また、株式会社Aでは、申立期間当時、申立人は、同社の関連会社の株式会社Dに出向中であり、当該事業所に勤務する社員の賞与は3月支給であることから、平成 15 年 4 月に賞与は支給されなかったと思われるとしている。

なお、標準賞与額を算定の上、年金給付額に反映させる総報酬制が導入されたのは平成 15 年 4 月からであり、同年 4 月以後に支給された賞与は年金額計算の基礎となるが、同年 3 月以前に支給された賞与は年金額計算の基礎にならない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 10 月 1 日から 4 年 1 月 1 日まで
申立期間当時、A 株式会社に勤務していたが、当該期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社から健康保険証をもらっていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の母が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が A 株式会社において、平成元年 10 月 11 日に被保険者資格を取得し、3 年 11 月 20 日に離職したことが確認できることから、当該期間において、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、オンライン記録によると、A 株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、A 株式会社に係る商業登記の記録が見当たらないことから、同社の事業主及び同僚に申立期間における申立人の厚生年金保険料の控除状況について照会することができない上、申立人の母は当該期間において、申立人と同居しておらず、申立人の給与から保険料が控除されていたか否か分からない旨の供述をしている。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されたことがうかがわれる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
平成 12 年から株式会社Aに勤務し、15 年 3 月 31 日付けで同社を退職するまでの間、継続して勤務した。この間、給与から厚生年金保険料を控除されていたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間の給与明細書を提出するので被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに平成 15 年 3 月 31 日まで勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てており、15 年 3 月分の給与支払明細書三葉を提出している。

しかしながら、株式会社Aの事業主は、「申立人は、平成 12 年 9 月 1 日から株式会社Aの社員として勤務し、社会保険に加入した。その後、同社は経営が悪化し、15 年 3 月に休業したため、申立人を含む全社員は給与締め日である同年 3 月 20 日付けで退職し、翌 21 日からB株式会社の社員として勤務を継続した。平成 15 年 3 月分の給与支払明細書三葉のうち、一葉は 15 年 2 月 21 日から退職日である同年 3 月 20 日までの給与であり、もう一葉の「前渡金預り金」名目の 4 万 2,000 円は賞与であり、残る一葉の「特別報賞金」名目の 5 万円は退職金である。株式会社Aの社会保険料控除については翌月控除であり、申立期間の厚生年金保険料は給与から控除していない。」と供述している。

また、株式会社Aの顧問経理事務所から提出された平成 15 年 3 月分給与支払明細書（申立人が提出した給与支払明細書と同一のもの）において、給与支払期間は同年 2 月 21 日から同年 3 月 20 日までであることが確認でき、「平成 12 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿」及び「15 年賞与

支給簿」から、厚生年金保険料の給与からの控除については翌月控除方式であること、及び「前渡金預り金」は賞与であることが確認できる。

さらに、申立人から提出された平成 15 年 3 月分給与支払明細書三葉では申立期間に係る厚生年金保険料の控除は確認できず、同時に提出された同年 4 月分給与支払明細書では厚生年金保険料の控除は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 10 月から 48 年 8 月 1 日まで
② 昭和 51 年 8 月から 52 年 8 月頃まで

昭和 47 年 10 月から A 事業所に勤務していたにもかかわらず、同年 10 月から 48 年 8 月 1 日までの厚生年金保険の記録が確認できないので、調査の上記録を訂正してほしい。また、51 年 8 月から 52 年 8 月頃までについては、B 事業所に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が確認できないので、調査の上記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、事業主の所在は不明であり、社会保険担当者も既に死亡していることから、照会することができなかった。

また、複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得及び厚生年金保険料の控除についてうかがわせる供述及び資料を得ることはできなかった。

さらに、A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の被保険者記録（昭和 48 年 8 月 1 日取得、同年 12 月 30 日喪失）とオンライン記録は一致している。

加えて、昭和 47 年 10 月 18 日から 48 年 5 月 19 日まで、申立人の B 事業所に係る雇用保険の被保険者記録が確認できるところ、申立人は、記憶違いの可能性もあるため、当該期間について同事業所でも調べてほしいとの供述をしているが、同事業所は、当該期間の厚生年金保険資格取得届及び同喪失届の控えを調べたものの、申立人に係る厚生年金保険の届出は確認できなかった旨の回答をしている。

また、申立人は、昭和 47 年 10 月 18 日から 48 年 5 月 19 日までの間に、健康保険証を使って病院で診察を受けた旨の供述をしているが、同病院では、診察に係る資料については保存期間経過のため保存していない旨の供述をしている。

さらに、B 事業所の複数の同僚に照会したものの、申立人の昭和 47 年 10 月 18 日から 48 年 5 月 19 日までに係る同事業所での厚生年金保険の被保険者資格の取得及び厚生年金保険料の控除についてうかがわせるような供述及び資料を得ることはできなかった。

加えて、昭和 47 年 10 月 18 日から 48 年 5 月 19 日までにおいて B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の被保険者記録は見当たらない上、当該期間及びその前後の期間に欠番は見当たらない。

このほか、申立人の A 事業所（申立期間①）及び B 事業所（昭和 47 年 10 月 18 日から 48 年 5 月 19 日までの期間）における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、B 事業所の事業主は、申立人の在籍を確認できる記録など見当たらない旨の供述をしている。

また、複数の同僚に照会したものの、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得及び厚生年金保険料の控除についてうかがわせるような供述及び資料を得ることはできなかった。

さらに、申立期間②において B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の被保険者記録は見当たらない上、申立期間②及びその前後の期間に欠番は見当たらない。

加えて、申立人は、申立期間②に一部重複する期間である昭和 52 年 4 月 1 日から 55 年 2 月 29 日まで C 事業所での雇用保険の被保険者記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月頃から 47 年 2 月頃まで
昭和 46 年 7 月頃から 47 年 2 月頃まで A 事業所に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が確認できないので、調査の上記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているところ、事業主の所在は不明であり、社会保険担当者も既に死亡していることから、照会することができなかった。

また、適用事業所名簿によると、A 事業所は昭和 47 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、申立期間については、適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、昭和 47 年 4 月 1 日以降に、A 事業所で厚生年金保険被保険者記録の確認できる同僚に照会したものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得及び厚生年金保険料の控除についてうかがわせるような資料を得ることはできなかった。

加えて、同僚から A 事業所と事業主が同一であった旨の供述があった B 事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したものの、申立人の被保険者記録は見当たらない上、申立期間及びその前後の期間に欠番は見当たらない。

また、申立期間に B 事業所で厚生年金保険被保険者記録が確認できる者に照会したものの、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格の取得及び厚生年金保険料の控除についてうかがわせるような資料を得ることはできなかった。

さらに、申立人が申立期間当時に同僚であったとする申立人の元妻についても A 事業所及び B 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において被保険者記録を確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。